

また、適用除外事業者該当する場合、年800万円以下の所得について、措法上の軽減税率（15%）を適用していませんか。

別表一 各事業年度の所得に係る申告書―内国法人の分…令六・四・一以後終了事業年度等分

税理士法第33条

- (1) 貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。）
- (2) 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表）
- (3) 勘定科目内訳明細書
- (4) 会社事業概況書（完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。）
- (5) 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合）
- (6) 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合）
- (7) 適用額明細書（法人税関係特別措置のうち、税額又は所得金額を減少させる規定等の適用を受けようとする場合）（租特透明化法第3条）

【No.7】地方法人税額の計算につき、別表一次葉の51～54欄により計算していますか。

稅	理	士
署		名